



平成24年7月12日

各 位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 石井 峯夫
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 坂本 裕二
(TEL 084-960-1247)

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、 並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成24年7月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による当社A種優先株式及びB種優先株式（以下あわせて、「本件優先株式」という。）の発行、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少を決議するとともに、平成24年8月30日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に、本件優先株式の発行、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件優先株式の発行決議につきましては、本臨時株主総会において本件優先株式の発行に必要な定款変更案の承認に関する議案が特別決議により承認可決されることが効力発生条件となり、また資本金及び資本準備金の額の減少については本件優先株式が発行されることが効力発生条件となります。

I. 第三者割当による優先株式発行

1. 募集の概要

(1) A種優先株式の概要

① 払 込 期 日	平成24年8月31日
② 発 行 新 株 式 数	75,922株
③ 発 行 価 額	1株につき金10,000円
④ 調 達 資 金 の 額	759,220,000円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、三菱UFJリース株式会社に75,922株を割り当てる。
⑥ そ の 他	上記各号については、平成24年8月30日開催予定の臨時株主総会において、第三者割当に関する議案の特別決議を得ることとしております。また、A種優先株式の発行に必要な定款変更案の承認を得ることを本件優先株式発行の効力発生条件としております。詳細は別紙1及び3をご覧ください。なお、引受契約においては、下記(3)に記載の事項が払込の前提条件とされています。

(2) B種優先株式の概要

① 払 込 期 日	平成24年8月31日
② 発 行 新 株 式 数	90,000株
③ 発 行 価 額	1株につき金10,000円
④ 調 達 資 金 の 額	900,000,000円

⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社もみじ銀行に対して85,000株、株式会社広島銀行に対して5,000株を、それぞれ割り当てる。
⑥ その他	上記各号については、平成24年8月30日開催予定の臨時株主総会において、第三者割当に関する議案の特別決議を得ることとしております。また、B種優先株式の発行に必要な定款変更案の承認を得ることを本件優先株式発行の効力発生条件としております。詳細は別紙2及び3をご覧ください。なお、引受契約においては、下記(3)に記載の事項が払込の前提条件とされています。

(3) 本件優先株式の引受契約上の実行条件について

当社は、平成24年4月26日提出の有価証券報告書に記載の通り、太陽電池ウェーハ事業の製造外注先であった株式会社オガワ（以下「オガワ」といいます。）が、当該事業用設備を調達するにあたり三菱UFJリース株式会社（以下「三菱UFJリース」といいます。）との間で契約したリース債務等につき、総額1,289百万円の引取保証を行っております（なお、当社は既に、かかる引取保証残高全額について債務保証損失引当金を計上しております。）。かかる引取保証に基づく当社のオガワに対する事前求償権の一部の履行として、オガワが当社に対し、530百万円を支払うことが予定されています。本件優先株式の発行にあたっては、当社が、三菱UFJリース、株式会社もみじ銀行（以下「もみじ銀行」といいます。）、及び株式会社広島銀行（以下「広島銀行」といいます。）との間でそれぞれ締結した平成24年7月12日付各募集株式の引受契約（第三者割当増資）において、かかるオガワから当社に対する530百万円の支払が行われること及びその他の事項が払込の前提条件とされております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、前連結会計年度で、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となっており、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。当該状況下、平成25年1月期における債務超過を回避し株式上場を維持するとともに、財務体質の抜本的な改善を図るため、取引先金融機関の一部に対して株式発行を行い、調達資金を原資として有利子負債を圧縮すると同時に十分な運転資金を確保するために、三菱UFJリース、もみじ銀行、及び広島銀行に対して、第三者割当の方法により、それぞれA種優先株式及びB種優先株式を発行することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,659,220,000円
② 発行諸費用の概算額	17,000,000円
③ 差引手取概算額	1,642,220,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用及びアドバイザー費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① A種優先株式の払込金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
引取保証債務の一部履行 ※ 引取保証についての概要は、上記 I. 1. (3) に記載の通りであります。	759,220,000円	平成24年8月

② B種優先株式の払込金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
(ア) 太陽電池ウェーハ事業における、当社及び当社子会社である石井表記ソーラー株式会社のリース債務の返済	486,907,619円	平成24年8月
(イ) 右記の金額については、手許流動性を高め、機動的な事業運営に備えるための資金として、当面は銀行預金として銀行口座にて管理いたします。 将来的には、当社事業である電子機器部品製造装置、ディスプレイ及び電子部品等の製造販売に必要な仕入れ資金への充当、既存設備の更新等の設備投資及び当社事業に関する開発投資等、当社事業の遂行上必要となる支出に用います。	上記(ア)及び発行諸費用の概算額における金額を除いた金額 396,092,381円	該当ありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

A種優先株式は、割当先である三菱UFJリースから調達した資金を原資として、同社に対する引取保証債務を圧縮することを目的としております。B種優先株式の発行により調達した資金は、リース債務の一部返済資金に、及び将来にわたり当社の事業の継続性を確保する目的で運転資金に充てられます。

上記のA種優先株式及びB種優先株式の資金使途は、いずれも強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善に寄与するものです。調達した資金を事業において効果的に利用することで中長期的な企業価値の向上に資するものであり、ひいては既存株主の利益拡大に寄与すると考えております。以上の点に加えて、割当先から資金使途や事業方針について賛同が得られており、当社にとって合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、前連結会計年度で、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となっていることから、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況下、財務体質の抜本的な改善を図るとともに、平成25年1月期における債務超過を回避し株式上場を維持するには、本件第三者割当による調達資金で有利子負債の削減を図ることが不可欠との認識の下、A種優先株式については三菱UFJリースと、B種優先株式についてはもみじ銀行及び広島銀行と慎重に協議し、A種優先株式及びB種優先株式が将来普通株式に転換された場合の希薄化の可能性等も総合的に勘案して、本件優先株式の払込金額を決定いたしました。

また、本件優先株式の価値算定にあたっては、当社普通株式の株価、当該株価のボラティリティ、当社の信用リスク、資産状態、収益状況、優先配当率、取得請求権、取得条項等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項ツリー・モデルによる本件優先株式の価値算定結果を参考としており、公正な水準であると判断しております。

なお、本件優先株式の価値算定につきましては、公正を期すため、第三者機関であるフロンティア・マネジメント株式会社が作成した価値報告書を取得しております。

当社といたしましては、上記の判断に鑑み、本件優先株式の発行は、会社法上、特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者を募集すること（いわゆる有利発行）に該当しないと判断しておりますが、本件優先株式には市場価格が存在しないことに鑑み、特に有利な払込金額による募集とされる可能性を否定出来ないこと、本件優先株式の発行は希薄化率が25%以上となる可能性が存することを踏まえ、本件優先株式の発行の妥当性、その発行条件の相当性については、株主の皆さまの意思も確認することが適切であると考え、平成24年8月30日開催予定の臨時株主総会において特別決議によるご承認を得ることとしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式及びB種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付与されており、取得請求権もしくは取得条項が行使された場合、株式の希薄化が生じます。現時点において取得請求権及び取得条項における交付価額を算定することができませんが、仮にA種優先株式及びB種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年7月11日）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当会社の普通株式の終値155円を当初交付価額と仮定し、更にその後下限交付価額まで交付価額が修正されたと仮定した場合、既存株式の議決権に対して生じ得る最大の希薄化率は、以下のように試算されます。

	A種優先株式	B種優先株式	合計
当初交付価額（仮定）	155円	155円	
希薄化率算定上の下限交付価額	108.5円	108.5円	
上記根拠	当初交付価額 ×70%	当初交付価額 ×70%	
発行時優先株式数	75,922株	90,000株	165,922株
転換後普通株式数	6,997,419株	8,294,930株	15,292,349株
議決権個数（潜在株ベース）	69,974個	82,949個	152,923個

$$\text{希薄化率} = \frac{\text{第三者割当による発行株式に係る最大潜在議決権数 } 152,923\text{個}}{\text{第三者割当前の発行済株式に係る総議決権数 } 78,336\text{個}} = 195.2\%$$

(注) 第三者割当前の発行済株式に係る総議決権数は、平成24年1月31日現在の議決権数を記載しております。

上記のとおり、既存株主の議決権に対して希薄化の可能性が存在しておりますが、当社を取り巻く事業環境及び財政状況に鑑み、本件第三者割当は、抜本的な財務体質の改善に不可欠であり、将来的に株主価値の向上につながるものと考えております。

また、本件優先株式には議決権がなく、かつ、発行後一定の期間が経過した後に普通株式への転換が可能となるため、本件優先株式の発行時点で現在の普通株式の保有者の有する議決権について、直ちに大幅な希薄化が生じることはありません（なお、A種優先株式の株式対価取得請求期間は平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間であり、B種優先株式の株式対価取得請求期間は平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間となっています。）。加えて、発行後一定期間が経過した後は、当社の判断により随時優先株式の償還を行うことが可能です。このため、既存の普通株主の議決権に対する希薄化が生じる可能性を限定する仕組みとなっております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 三菱UFJリース

(1) 名 称	三菱UFJリース株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 白石 正			
(4) 事 業 内 容	リース業			
(5) 資 本 金	33,196百万円			
(6) 設 立 年 月 日	昭和46年4月12日			
(7) 発 行 済 株 式 数	89,583,416株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	2,275名 (連結)			
(10) 主 要 取 引 先	一般法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 農林中央金庫			
(12) 大株主及び持株比率	三菱商事株式会社 20.00%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	平成24年1月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の0.29%を保有しております。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	リース取引等			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連 結 純 資 産		366,891	389,802	420,864
連 結 総 資 産		3,885,161	3,721,136	3,682,299
1株当たり連結純資産(円)		3,927.25	4,173.17	4,535.46
連 結 売 上 高		747,043	724,762	724,611
連 結 営 業 利 益		25,813	55,882	53,156
連 結 経 常 利 益		25,821	56,307	55,878
連 結 当 期 純 利 益		20,727	25,755	34,640
1株当たり連結当期純利益(円)		231.44	287.59	387.17
1株当たり配当金(円)		48.00	50.00	60.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

② もみじ銀行

(1) 名 称	株式会社もみじ銀行			
(2) 所 在 地	広島県広島市中区胡町1番24号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 野坂 文雄			
(4) 事 業 内 容	銀行業			
(5) 資 本 金	87,465百万円			
(6) 設 立 年 月 日	昭和16年4月			
(7) 発 行 済 株 式 数	594,175,983株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	1,664 名			
(10) 主 要 取 引 先	一般個人及び法人			
(11) 大株主及び持株比率	株式会社山口フィナンシャルグループ 100.00%			
(12) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	平成24年1月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の1.32%を保有しております。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	預金・借入金等			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連 結 純 資 産		143,317	173,169	184,636
連 結 総 資 産		2,968,444	3,009,318	3,040,788
1株当たり連結純資産(円)		277.72	291.44	310.74
連 結 経 常 収 益		62,116	56,972	53,951
連 結 経 常 利 益		12,404	12,336	11,531
連 結 当 期 純 利 益		14,351	9,130	7,551
1株当たり連結当期純利益(円)		27.81	16.29	12.71

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

③ 広島銀行

(1) 名 称	株式会社広島銀行			
(2) 所 在 地	広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 池田 晃治			
(4) 事 業 内 容	銀行業			
(5) 資 本 金	54,573百万円			
(6) 設 立 年 月 日	明治11年11月			
(7) 発 行 済 株 式 数	625,266,342株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	3,274名 (連結)			
(10) 主 要 取 引 先	一般個人及び法人			
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.61%			
(12) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	平成24年1月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の1.35%を保有しております。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	預金・借入金等			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連 結 純 資 産		302,919	309,011	327,411
連 結 総 資 産		6,365,855	6,389,807	6,650,677
1株当たり連結純資産(円)		441.63	451.60	480.49
連 結 経 常 収 益		138,744	145,082	130,151
連 結 経 常 利 益		19,220	24,663	27,793
連 結 当 期 純 利 益		11,079	13,776	13,862
1株当たり連結当期純利益(円)		17.93	22.31	22.44
1株当たり配当金(円)		5.00	5.00	5.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ なお、割当予定先である三菱UFJリース及び広島銀行は、東京証券取引所の上場会社に該当することから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第417条第1号gに規定される、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割当)」の東京証券取引所への提出は要しません。また、割当予定先であるもみじ銀行に関しては、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

A種優先株式は、A種優先株式発行により払い込む金銭を、当社の債務の弁済に充当する予定であります。この結果、当社の有利子債務が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。かかる理由により、当社がリース取引に係る債務を負う三菱UFJリースを割当先を選定いたしました。

B種優先株式については、リース債務の一部返済による財務体質の改善、及び十分な運転資金を確保する必要性にご賛同いただき、長期の取引関係から当社の経営状況についてご理解を頂いているとの理由から、もみじ銀行及び広島銀行を割当先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当先との間に、本件優先株式の保有方針に関する取り決めはございませんが、割当先である三菱UFJリース、もみじ銀行、及び広島銀行に対しては中長期の保有を要請しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

三菱UFJリースについては、当社が提出した直近の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）の財務諸表を確認した結果、A種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。

また、もみじ銀行については、当社が決算公告にて開示している直近の財務諸表を確認した結果、B種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。広島銀行については、当社が提出した直近の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）の財務諸表を確認した結果、B種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたり、現時点においてA種優先株式及びB種優先株式による潜在株式数を合理的に見積もることが困難であることから計算に含めておりません。

募集前（平成24年1月31日現在）（注）	募集後
石井 峯夫 24.36%	同 左
石井 敏博 7.85%	
イシイヒョーキ従業員持株会 5.46%	
石井 幸蔵 2.13%	
石井 博幸 2.06%	
株式会社三菱東京UFJ銀行 1.84%	
石井 朋子 1.76%	
株式会社広島銀行 1.40%	
株式会社もみじ銀行 1.38%	
しまなみ信用金庫 0.92%	

（注）総議決権数に対する所有議決権数の割合を記載しています。

(2) 優先株式

A種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	三菱UFJリース株式会社	100.00%

B種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	株式会社もみじ銀行	94.44%
	株式会社広島銀行	5.56%

(3) 本件優先株式発行後、本件優先株式の全てが普通株式に転換された場合における議決権の状況（見込み）

A種優先株式及びB種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年7月11日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値155円を当初交付価額と仮定し、更にその後下限交付価額まで交付価額が修正されたと仮定した場合の議決権の状況は以下のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式 数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1-24	108	1.38	7,942	34.34
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-1	24	0.31	7,021	30.36
石井 峯夫	広島県福山市	1,908	24.36	1,908	8.25
石井 敏博	広島県福山市	615	7.85	615	2.66
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1-3-8	110	1.40	570	2.47
イシイヒョーキ従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘5	427	5.46	427	1.85
石井 幸蔵	広島県福山市	167	2.13	167	0.72
石井 博幸	広島県福山市	161	2.06	161	0.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	144	1.84	144	0.62
石井 朋子	広島県福山市	138	1.76	138	0.60
計	—	3,803	48.55	19,095	82.57

(注) 1 平成24年1月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか、自己株式が330千株あります。

8. 今後の見通し

本件優先株式発行により、自己資本の増強及び財務体質の改善を図ることができるものと考えております。また、本件優先株式発行による今期業績への影響は軽微と考えておりますが、影響が出る場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして平成24年8月30日開催予定の臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成22年1月期	平成23年1月期	平成24年1月期
連結売上高	12,878百万円	17,152百万円	12,565百万円
連結営業利益	△803百万円	△157百万円	△2,886百万円
連結経常利益	△738百万円	△131百万円	△2,914百万円
連結当期純利益	△2,640百万円	△889百万円	△9,856百万円
1株当たり連結当期純利益	△326.10円	△110.38円	△1,256.35円
1株当たり配当金	15円	-円	-円
1株当たり連結純資産	1,083.46円	977.55円	△285.47円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成24年1月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,176,452株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年1月期	平成23年1月期	平成24年1月期
始値	1,514円	1,157円	840円
高値	1,674円	1,226円	1,130円
安値	1,071円	655円	210円
終値	1,155円	840円	260円

② 最近6か月間の状況

	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月
始値	270円	267円	262円	221円	173円	137円
高値	283円	268円	263円	224円	173円	162円
安値	252円	246円	198円	172円	109円	120円
終値	260円	260円	212円	175円	132円	154円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年7月11日
始 値	159円
高 値	159円
安 値	155円
終 値	155円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はございません。

10. 発行要項

発行要項は別紙1及び2をご覧ください。

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記Iに記載のとおり、本件優先株式を発行することを可能とするため、本件優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等、所要の定款変更を行うものであります。なお、上記の定款変更は、本臨時株主総会における承認をもって効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3のとおりです。

3. 定款変更の日程

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成24年7月12日 |
| (2) 臨時株主総会決議（予定） | 平成24年8月30日 |
| (3) 定款変更の効力発生日（予定） | 平成24年8月30日 |

III. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は平成24年1月期において債務超過に陥っており、財務体質の抜本的な改善を早期に図る必要がございます。このような状況におきまして、今後の資本政策の柔軟な展開を可能とするため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を実施させていただき、同額をその他資本剰余金に振り替えた上で、資本構成の改善をさせていただきたいと存じます。なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本件優先株式の発行の効力が発生することを条件としております。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、本件優先株式の発行により、3,924,133,500円となる予定であります。この資本金の額を3,624,133,500円減少して、300,000,000円といたします。

(2) 資本の額の減少の方法

減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

当社の資本準備金の額は、本件優先株式の発行により、4,158,925,262円となる予定であります。この資本準備金の額を4,158,925,262円減少して、0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成24年7月12日 |
| (2) 債権者異議申述公告（予定） | 平成24年7月13日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日（予定） | 平成24年8月13日 |
| (4) 臨時株主総会決議（予定） | 平成24年8月30日 |
| (5) 減資の効力発生日（予定） | 平成24年8月31日 |

5. 今後の見通し

資本金及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」の勘定間の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

以 上

A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類及び名称
A種優先株式（以下「A種株式」という。）
2. 募集株式の数
75,922株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1株につき10,000円
4. 募集株式の払込金額の総額
759,220,000円
5. 増加する資本の額及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、379,610,000円（1株につき5,000円）とし、増加する資本準備金の額は379,610,000円（1株につき5,000円）とする。
6. 募集方法
第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割当てて。
三菱UFJリース株式会社 75,922株
7. 払込期日
平成24年8月31日
8. 優先配当金
 - (1) A種優先配当金
当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株につき、下記8.（2）に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種株式を取得した場合、当該A種株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
 - (2) A種優先配当金の額
A種株式1株当たりの優先配当金の額は、A種株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、A種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるA種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。
A種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。
$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 1.0\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6か月物（36

0日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) 優先順位

A種株式及びB種株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

9. 優先中間配当金

当社は、A種株式について中間配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき10,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。ただし、残余財産がA種株主及びB種株主(以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という)並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者(以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

A種株式及びB種株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

11. 議決権

(1) A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(2) 当社は、A種株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに、

法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当会社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

ア A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

$$\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する

(i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記 (iii) 記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記 (iv) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当会社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ii) 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数－自己株式数」及び「発行済普通株式数から当会社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式又は新株予約権(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本(iii)において同じ。)の交付を受けることができる証券(権利)を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本(iii)において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(当会社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当会社の普通株式又は(2)当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日(本(iv)において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の

交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本 (iv) において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本 (v) において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

イ 上記ア (i) ないし (v) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項 (ただし、上記ア (ii) については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。) に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ウ 上記アに掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。

- (1) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
- (2) その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
- (3) 交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

エ 交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

オ 交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

14. 金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当会社に対して現金を対価としてA種株式を取得することを請求 (以下「償還請求」という。) することができる。この場合、当会社は、A種株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種株主又はA種登録株式質権者に対して、下記14. (2) に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種株式は、抽選又は償還請求が行われたA種株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

A種株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日 (以下「償還請求日」という。) の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記8. に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。

(3) 償還請求受付場所
広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

(4) 償還請求の効力発生
償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、A種株主又はA種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を第13項(2)号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、第13項(2)号イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、A種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

17. A種株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもA種株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

18. 譲渡制限

A種株式の譲渡は制限されない。ただし、A種株主は、A種株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡するA種株式の数及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものとする

19. 取得請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

20. その他

- (1) 記各項は、平成24年8月30日開催予定の当会社臨時株主総会においてA種株式の発行に必要な定款変更が承認されること及びA種株式の発行が特別決議により承認されること並びに各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。
- (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。
- (3) 上記のほか、A種株式の発行に関して必要な事項の決定については、当会社代表取締役社長に一任する。

B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類及び名称
B種優先株式（以下「B種株式」という。）
2. 募集株式の数
90,000株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1株につき10,000円
4. 募集株式の払込金額の総額
900,000,000円
5. 増加する資本の額及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、450,000,000円（1株につき5,000円）とし、増加する資本準備金の額は450,000,000円（1株につき5,000円）とする。
6. 募集方法
第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割当てて。
株式会社もみじ銀行 85,000株
株式会社広島銀行 5,000株
7. 払込期日
平成 24 年 8 月 31 日
8. 優先配当金
 - (1) B種優先配当金
当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主（以下「B種株主」という。）又はB種株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種株式1株につき、下記8.（2）に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種株式を取得した場合、当該B種株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
 - (2) B種優先配当金の額
B種株式1株当たりの優先配当金の額は、B種株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、B種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるA種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。
B種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。
$$\text{B種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 1.0\%$$

（ただし平成29年7月1日以降は、日本円TIBOR（6か月物）+3.5%）
B種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時に

おける日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

（3）累積条項

ある事業年度においてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

（4）非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（5）優先順位

A種株式及びB種株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

9. 優先中間配当金

当社は、B種株式について中間配当は行わない。

10. 残余財産の分配

（1）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき10,000円（ただし、B種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がA種株主及びB種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という）並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

（2）非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか残余財産の分配は行わない。

（3）優先順位

A種株式及びB種株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

11. 議決権

（1）B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

（2）当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

（1）当社は、法令に定める場合を除き、B種株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

（2）当社は、B種株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種株主は、平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記（2）に定める条件で、当社がB種株式の全部又は一部を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がB種株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種株式に係る払込金額の総額（ただし、B種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

ア B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

$$\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気

配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する

- (i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、下記(iii)記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後交付価額等は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ii) 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数－自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本(iii)において同じ。)の交付を受けることができる証券(権利)を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本(iii)において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- (iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたもの

とみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（iv）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iv）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

（v）株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（v）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

イ 上記ア（i）ないし（v）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、上記ア（ii）については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ウ 上記アに掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。

- （1）合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
- （2）その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
- （3）交付価額等の調整事由が2つ以上相乗して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

エ 交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

オ 交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

14. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

（1）償還請求権の内容

B種株主は、平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当会社に対して現金を対価としてB種株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、B種株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種株主又はB種登録株式質権者に対して、下記14.（2）に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種株式は、抽選又は償還請求が行われたB種株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

B種株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額=10,000円+累積未払配当金額+当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求が行われた日(以下「償還請求日」という。)の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記8.に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、B種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(3) 償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地

株式会社石井表記

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、B種株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、B種株主又はB種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。

(2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がB種株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種株式に係る払込金額の総額(ただし、B種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を第13項(2)号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、第13項(2)号イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、B種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、B種株主又はB種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額(ただし、B種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

17. B種株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもB種株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

18. 譲渡制限

B種株式の譲渡は制限されない。ただし、B種株主は、B種株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡するB種株式の数及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものとする

19. 取得請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

20. その他

- (1) 記各項は、平成24年8月30日開催予定の当社臨時株主総会においてB種株式の発行に必要な定款変更が承認されること及びB種株式の発行が特別決議により承認されること並びに各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。
- (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (3) 上記のほか、B種株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>20,640,000株</u>とする。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>31,810,831株</u>とし、<u>普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ31,644,909株、75,922株および90,000株</u>とする。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式について100株とし、A種優先株式およびB種優先株式については定めないもの</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p><u>(A種優先株式の内容)</u> 第10条の2 <u>当社が発行するA種優先株式の内容は、次項以降に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2. 優先配当金</u> (1) <u>当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項(2)に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(2) <u>A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額(10,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるA種優先配当年率(本条第3項に定義される。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。</u></p> <p>(3) <u>上記(2)に定めるA種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>A種優先配当年率=日本円TIBOR(6か月物)+1.0%</u></p> <p><u>なお、A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円6か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="884 219 1401 253"><u>(6か月物)に代えて用いるものとする。</u></p> <p data-bbox="828 315 1011 349"><u>(4) 累積条項</u></p> <p data-bbox="869 365 1465 539"><u>ある事業年度においてA種株主またはA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p data-bbox="828 602 1038 636"><u>(5) 非参加条項</u></p> <p data-bbox="869 651 1465 1066"><u>A種株主またはA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="828 1128 1011 1162"><u>(6) 優先順位</u></p> <p data-bbox="869 1178 1465 1256"><u>A種優先株式およびB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p data-bbox="828 1319 1094 1352"><u>(7) 優先中間配当金</u></p> <p data-bbox="869 1368 1465 1447"><u>当社は、A種優先株式について中間配当は行わない。</u></p> <p data-bbox="818 1509 1066 1543"><u>3. 残余財産の分配</u></p> <p data-bbox="828 1559 1094 1592"><u>(1) 残余財産の分配</u></p> <p data-bbox="869 1608 1465 2112"><u>当社は、残余財産を分配するときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき10,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。ただし、残余財産がA種株主およびB種株主(以下本項において個別にまたは総称して「優先株主」という)ならびにA種登録株式質権者およびB種登録株式質</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>権者（以下本項において個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。</u></p> <p><u>(2) 非参加条項</u> <u>A種株主またはA種登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(3) 優先順位</u> <u>A種優先株式およびB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p><u>4. 議決権</u> <u>(1) A種株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(2) 当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>5. 株式の分割または併合、募集株式の割当てを受ける権利等</u> <u>(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u></p> <p><u>(2) 当社は、A種優先株式について、募集株式、募集新株予約権または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。</u></p> <p><u>6. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>(1) 取得請求権の内容</u> <u>A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="871 219 1473 488"><u>取得請求期間</u>という。)中、下記(2)に定める条件で、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)</p> <p data-bbox="831 555 1473 633"><u>(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法</u></p> <p data-bbox="871 651 1473 1301"><u>株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額(以下「交付価額」という。)で除して算出される数(少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。</u></p> <p data-bbox="842 1368 1070 1402"><u>イ 当初交付価額</u></p> <p data-bbox="871 1420 1473 1827"><u>当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする(以下「当初交付価額」という。)</u></p> <p data-bbox="842 1895 1098 1928"><u>ロ 交付価額の修正</u></p> <p data-bbox="871 1946 1473 2107"><u>交付価額は、毎年6月30日(ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30</u></p>

現行定款	変更案
	<p>取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。</p> <p>ハ 交付価額等の調整</p> <p>（ア）A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額および上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。</p> <p>（算式）</p> $\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$ <p>A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）</p> <p>B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）</p>

現行定款	変更案
	<p><u>C = 新発行・処分普通株式数</u></p> <p><u>D = 1株当たりの払込金額・処分価額</u></p> <p><u>E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</u></p> <p><u>(i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行した場合は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記（iii）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または下記（iv）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本（i）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p> <p><u>(ii) 普通株式を分割する場合</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、普通株式の分割に</u></p>

現行定款	変更案
	<p>係る基準日の翌日以降これを適用する。本 <u>(ii)において、交付価額等調整式Bにお</u> <u>ける「発行済普通株式数－自己株式数」お</u> <u>よび「発行済普通株式数から当社が保有</u> <u>する普通株式数（自己株式数）を控除した</u> <u>数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読</u> <u>み替え、交付価額等調整式Cにおける「新</u> <u>発行・処分普通株式数」とは、株式の分割</u> <u>により増加する普通株式の数を意味するも</u> <u>のとし、交付価額等調整式Dにおける「1</u> <u>株当たりの払込金額・処分価額」は、0円</u> <u>とする。</u></p> <p><u>(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回</u> <u>る価額をもって、当社の普通株式または</u> <u>新株予約権（当社の普通株式の交付を請</u> <u>求することができる新株予約権に限る。以</u> <u>下本 (iii) において同じ。）の交付を受ける</u> <u>ことができる証券（権利）を発行または処</u> <u>分する場合（無償割当ての場合を含む。）</u> <u>調整後交付価額等は、その払込みがなさ</u> <u>れた日（基準日を定めずに無償割当てを行</u> <u>う場合は、その効力発生日）に、または募</u> <u>集若しくは無償割当てのための基準日があ</u> <u>る場合にはその日の最終に、発行される証</u> <u>券（権利）の全額が、最初に取得されるま</u> <u>たは取得させることができる取得価額で取</u> <u>得されたものとみなして（当社の新株予</u> <u>約権の交付を受けることができる証券（権</u> <u>利）の場合、更に当該新株予約権の全てが</u> <u>その日に有効な行使価額で行使されたもの</u> <u>とみなして）、その払込みがなされた日（基</u> <u>準日を定めずに無償割当てを行う場合は、</u> <u>その効力発生日）に、または募集若しくは</u> <u>無償割当てのための基準日がある場合にはそ</u> <u>の日の翌日以降、これを適用する。ただし、</u> <u>当該取得価額または行使価額がその払込み</u> <u>がなされた日（基準日を定めずに無償割当</u> <u>てを行う場合は、その効力発生日）、または</u> <u>募集若しくは無償割当てのための基準日に</u></p>

現行定款	変更案
	<p> <u>において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額または行使価額が決定される日（本（iii）において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iii）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得または行使に際して当該証券（権利）または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。</u> </p> <p> <u>（iv） 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、（1）当社の普通株式または（2）当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</u> </p> <p> <u>調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有</u> </p>

現行定款	変更案
	<p><u>効な取得価額等で取得されたものとみなして)、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（iv）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iv）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。</u></p> <p><u>（v）株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（v）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(イ) <u>上記(ア)(i)ないし(v)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(ア)(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p>(ウ) <u>上記(ア)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。</u></p> <p>(1) <u>合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(2) <u>その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(3) <u>交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。</u></p> <p>(エ) <u>交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(オ) <u>交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="818 219 1422 248">7. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）</p> <p data-bbox="818 268 1126 297">(1) 償還請求権の内容</p> <p data-bbox="871 318 1469 728">A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当会社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種株主またはA種登録株式質権者に対して、下記（2）に定める金額の金銭を交付する。</p> <p data-bbox="871 748 1469 965">なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</p> <p data-bbox="818 1032 1011 1061">(2) 償還価額</p> <p data-bbox="871 1081 1469 1160">A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</p> <p data-bbox="871 1180 970 1209">(算式)</p> <p data-bbox="898 1229 1469 1308">1株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額</p> <p data-bbox="871 1373 1469 1637">上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。</p> <p data-bbox="871 1657 1469 1827">ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。</p> <p data-bbox="818 1895 1267 1924">8. 普通株式を対価とする取得条項</p> <p data-bbox="818 1944 1378 1973">(1) 普通株式を対価とする取得条項の内容</p> <p data-bbox="871 1993 1469 2116">当会社は、平成40年6月30日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を取得</p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="871 219 1469 589"> <u>するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、A種株主またはA種登録株式質権者に対して当会社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。</u> </p> <p data-bbox="828 651 1469 730"> <u>(2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法</u> </p> <p data-bbox="871 745 1469 1592"> <u>株式対価強制取得に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当会社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記6.（2）に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記6.（2）イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同ロに基づく交付価額の修正および同ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。</u> </p> <p data-bbox="818 1655 1209 1686"> <u>9. 金銭を対価とする取得条項</u> </p> <p data-bbox="828 1702 1324 1733"> <u>(1) 金銭を対価とする取得条項の内容</u> </p> <p data-bbox="871 1749 1469 2116"> <u>当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、A種株主またはA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得</u> </p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>するA種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。</u></p> <p><u>(2) 取得価額</u></p> <p><u>金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額および当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。</u></p> <p><u>(B種優先株式の内容)</u></p> <p><u>第10条の3 当会社が発行するB種優先株式の内容は、次項以降に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2. 優先配当金</u></p> <p><u>(1) 当会社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項（2）に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>(2) B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配 当に係る基準日の属する事業年度ごとに定めら れるB種優先配当年率(本条第3項に定義され る。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位 まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)</u> について当該剰余金の配当の基準日の属する事 業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基 準日が平成25年1月末日に終了する事業年度 に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)か ら当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)ま での期間の実日数につき、1年を365日とし て日割り計算により算出される金額とする。</p> <p><u>(3) 上記(2)に定めるB種優先配当年率は、下 記算式により計算される年率とする。</u></p> <p><u>B種優先配当年率=日本円TIBOR(6か 月物)+1.0%(ただし、平成29年7月1 日以降は、日本円TIBOR(6か月物)+ 3.5%)</u></p> <p><u>なお、B種優先配当年率は、%位未満小数第3 位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。 「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業 年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業 日)の午前11時における日本円6か月物トー キョー・インター・バンク・オファード・レー ト(日本円6か月物TIBOR)として全国銀 行協会によって公表される数値を指すものとす る。日本円TIBOR(6か月物)が公表され ていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合 は前営業日)ロンドン時間午前11時における ユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・ オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か 月物(360日ベース))として英国銀行協会(B BA)によって公表される数値またはこれに準 ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6か月物)に代えて用いるものとする。</u></p> <p><u>(4) 累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度においてB種株主またはB種登</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="871 219 1465 344"><u>録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p data-bbox="831 412 1038 443"><u>(5) 非参加条項</u></p> <p data-bbox="871 461 1465 869"><u>B種株主またはB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="831 936 1011 967"><u>(6) 優先順位</u></p> <p data-bbox="871 985 1465 1061"><u>A種優先株式およびB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p data-bbox="831 1128 1094 1160"><u>(7) 優先中間配当金</u></p> <p data-bbox="871 1178 1465 1254"><u>当社は、B種優先株式について中間配当は行わない。</u></p> <p data-bbox="820 1321 1067 1352"><u>3. 残余財産の分配</u></p> <p data-bbox="831 1370 1094 1402"><u>(1) 残余財産の分配</u></p> <p data-bbox="871 1420 1465 2107"><u>当社は、残余財産を分配するときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。ただし、残余財産がA種株主およびB種株主(以下本項において個別にまたは総称して「優先株主」という)ならびにA種登録株式質権者およびB種登録株式質権者(以下本項において個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。</u></p> <p>(2) <u>非参加条項</u> <u>B種株主またはB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(3) <u>優先順位</u> <u>A種優先株式およびB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>4. <u>議決権</u> (1) <u>B種株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(2) <u>当会社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>5. <u>株式の分割または併合、募集株式の割当てを受ける権利等</u> (1) <u>当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u></p> <p>(2) <u>当会社は、B種優先株式について、募集株式、募集新株予約権または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。</u></p> <p>6. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u> (1) <u>取得請求権の内容</u> <u>B種株主は、平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付する</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="871 219 1465 300"><u>ことを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。</u></p> <p data-bbox="831 360 1465 441"><u>(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法</u></p> <p data-bbox="871 459 1465 1111"><u>株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。</u></p> <p data-bbox="842 1173 1070 1207"><u>イ 当初交付価額</u></p> <p data-bbox="871 1225 1465 1637"><u>当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。</u></p> <p data-bbox="842 1655 1098 1688"><u>ロ 交付価額の修正</u></p> <p data-bbox="871 1706 1465 2119"><u>交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当す</u></p>

現行定款	変更案
	<p>る金額に修正される。なお、上記計算の結果、<u>修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。</u></p> <p><u>ハ 交付価額等の調整</u></p> <p><u>(ア) B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額および上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\text{調整後交付価額等} = \frac{A \times (B + C \times D \div E)}{B + C}$ <p><u>A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）</u></p> <p><u>B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）</u></p> <p><u>C = 新発行・処分普通株式数</u></p> <p><u>D = 1株当たりの払込金額・処分価額</u></p> <p><u>E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</u></p> <p><u>（i） 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記（iii）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または下記（iv）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本（i）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p> <p><u>（ii） 普通株式を分割する場合</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本（ii）において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数－自己株式数」および「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p> <p><u>(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式または新株予約権（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本（iii）において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当会社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額または行使価額が決定される日（本（iii）において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の新株予約権の交付を受</u></p>

現行定款	変更案
	<p>けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iii）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得または行使に際して当該証券（権利）または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。</p> <p><u>(iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、（1）当社の普通株式または（2）当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額が</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>その割当日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（iv）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iv）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。</u></p> <p><u>（v）株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</u></p> <p><u>調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（v）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。</u></p> <p><u>（イ）上記（ア）（i）ないし（v）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、上記（ア）（ii）については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加す</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>ることを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p><u>(ウ) 上記 (ア) に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。</u></p> <p><u>(1) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(2) その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(3) 交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。</u></p> <p><u>(エ) 交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(オ) 交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p><u>7. 金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)</u></p> <p><u>(1) 償還請求権の内容</u></p> <p><u>B種株主は、平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当会社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式</u></p>

現行定款	変更案
	<p> <u>を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対して、下記（2）に定める金額の金銭を交付する。</u> </p> <p> <u>なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選または償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</u> </p> <p> <u>（2）償還価額</u> </p> <p> <u>B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</u> </p> <p> <u>（算式）</u> </p> <p> <u>1株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額</u> </p> <p> <u>上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、2項に従い計算される優先配当金額相当額とする。</u> </p> <p> <u>ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。</u> </p> <p> <u>8. 普通株式を対価とする取得条項</u> </p> <p> <u>（1）普通株式を対価とする取得条項の内容</u> </p> <p> <u>当会社は、平成40年6月30日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、B種株主またはB種登録株式質権者に対して当会社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする</u> </p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="874 219 922 253"><u>る。</u></p> <p data-bbox="831 315 1465 394"><u>(2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法</u></p> <p data-bbox="874 412 1465 1256"><u>株式対価強制取得に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記6.（2）に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記6.（2）イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同ロに基づく交付価額の修正および同ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="820 1319 1209 1352"><u>9. 金銭を対価とする取得条項</u></p> <p data-bbox="831 1368 1321 1402"><u>(1) 金銭を対価とする取得条項の内容</u></p> <p data-bbox="874 1420 1465 1928"><u>当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、B種株主またはB種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。</u></p> <p data-bbox="831 1991 1011 2024"><u>(2) 取得価額</u></p> <p data-bbox="874 2042 1465 2121"><u>金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、10,50</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第11条～第15条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第16条～第23条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第24条～第30条 (省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第31条～第32条 (省略)</p> <p>第7章 計算 第33条～第36条 (省略)</p>	<p><u>0円、累積未払配当金額および当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u> <u>第15条の2 第13条、第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第14条1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第14条2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第16条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第24条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第33条～第36条 (現行どおり)</p>